

判断材料 分かりやすく 何でも司法教室

弁護士

丸山 創さん



Q 裁判員裁判で心がけていることは何ですか？

裁判員裁判が始まって、はや5年が経ちました。弁護士をはじめ、検察官、裁判官の中で、「分かりやすさ」が意識されるようになったように感じています。

裁判員裁判では、国民がある刑事事件の内容を把握して、被告人が有罪か無罪か、また有罪であれば、どのくらいの刑が適当かを裁判官と一緒に判断します。その判断の材料を提供するのは弁護士や検察官の役目で、そこに分かりやすさが求められています。

私も、これまでに何度か裁判員裁判で被告人を弁護することがありましたが、どの裁判でも、主張を分かりやすく伝えるにはどうしたらよいかを意識したつもりです。

そして裁判員裁判に限らず、それは、私たちの仕事の本質的な部分に通じることであると改めて思いました。

相談を受ける時、例えば法律上どのような問題があり、どのような方法が考えられるかということを説明することで、少しでも不安を解消してもらいたいと思います。それには、私たちが分かりやすく話を伝えることが自然と必要になってきます。

今後も、話に耳を傾けることはもちろんのこと、分かりやすく話を伝えることを心がけていければと考えています。

(島根丸山法律事務所)